

令和 7 年 度

個人市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のご案内

目次

1.特別徴収について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2.特別徴収関係の書類について・・・・・・・・・・	5
(1)特別徴収による納税義務者・・・・・・・・・・	1	給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書の書き方・・	6
(2)特別徴収義務者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書・・	9
(3)特別徴収税額(年税額)・・・・・・・・・・	1	(9、10 ページは同じ書類になります)	
(4)決定・変更通知書の記載事項に不服がある場合・・	1	普通徴収から特別徴収への切替依頼書・・・・・・・・	11
(5)特別徴収税額の納入・・・・・・・・・・	1	特別徴収義務者の所在地・名称等 変更届出書・・・・・・・・	12
(6)特別徴収税額を滞納した場合・・・・・・・・	2	納期の特例に関する承認申請書・・・・・・・・	13
(7)特別徴収税額の納期の特例・・・・・・・・	2	納期の特例の要件を欠いた場合の届出書・・・・・・・・	14
(8)納税義務者に退職・転勤などの異動があった場合の届出・・	3	市民税・県民税 納入申告書(退職所得に係る分離課税分)・・	15
(9)一括徴収制度・・・・・・・・・・	3	ゆうちょ銀行・郵便局の指定について(指定通知書)・・	16
(10)普通徴収から特別徴収への切り替え・・・・・・・・	3	3.eLTAX(エルタックス)のご案内・・・・・・・・	17
(11)特別徴収義務者の所在地・名称等の変更の届出・・	3	(1)eLTAX とは・・・・・・・・	17
(12)退職所得に対する特別徴収・・・・・・・・	4	(2)特別徴収関係で eLTAX が利用できる手続き・・	17
(13)徴税吏員の質問(地方税法第 298 条)・・	5	(3)eLTAX を利用するメリット・・・・・・・・	17
		(4)地方税共通納税システム・・・・・・・・	17
		4.eL-QR(地方税統一 QR コード)を活用した納入手続きの拡大について・・	17

※お問い合わせの際は指定番号をお伝えください。

指定番号は給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)(緑色)の下部中央に記載しています。

※9～16 ページの白紙の様式は、宝塚市ホームページにも掲載しています(ダウンロード方法は 5 ページをご覧ください)。

書類提出先・連絡先 宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当

〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号 電話：0797-77-2057(直通)

特別徴収義務者様

平素は、宝塚市の税務行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度の個人市民税・県民税・森林環境税につきまして貴事業所に特別徴収をお願いすることとなりました。

つきましては、本書をご覧ください、特別徴収事務を適切にすすめていただきますようお願いいたします。

令和7年 宝塚市長

同封書類の確認とお願い

(1)特別徴収税額通知書(2種類)

- 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)(緑色) … 特別徴収義務者において保管してください。
 - 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)(青色) … 各納税義務者へお渡しください。
- ※どちらか一方またはいずれも、電子通知を希望している場合は送付していません。

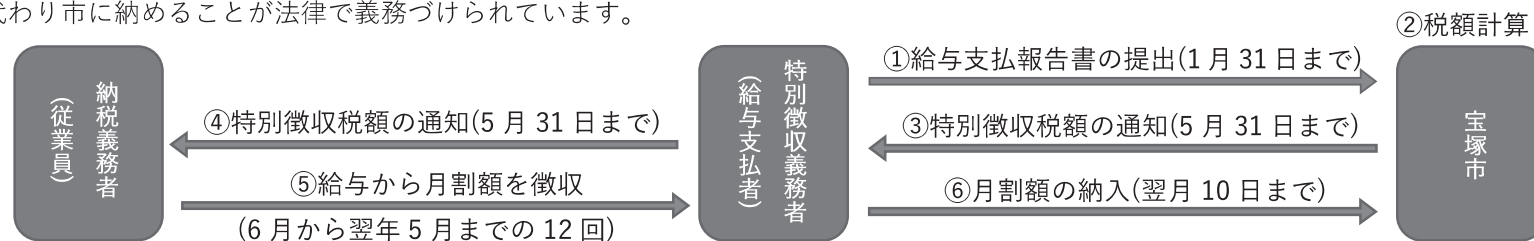
(2)納入書

1 ページの「特別徴収税額の納入」のとおり使用してください。

※給与支払報告書(総括表)等で送付不要を希望している場合は、白紙の納入書1枚を送付しています。

特別徴収の方法による納税のしくみ

- 特別徴収義務者(給与支払者)の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に毎月支払う給与から市民税・県民税を引き去り、納税義務者(従業員)に代わり市に納めることが法律で義務づけられています。



- 雇用形態に関わらず、納税義務者が常時10人未満の場合は、市長の承認を受け、納期を年2回(納期の特例)にすることができます。(詳細については2ページを、申請書について13ページをご覧ください)
- 既に退職された納税義務者や給与の支払いが不定期(毎月支給されていない)等により特別徴収できない納税義務者がいる場合は、すみやかに「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。(説明については3ページを、書き方については6~8ページを、届出書については9ページをご覧ください)

- ¥記号を記入しないでください。
- 数字は所定の枠からはみ出さないように注意してください。
- 黒のボールペンで記入してください。
- 記入例の③のとおり「納入金額(1)」欄の金額を横線で抹消してください。
- 記入例の④のとおり「給与分(一括徴収分を含む)」欄と「合計額」欄に、変更後の金額を記入してください。
- 納入書・納入済通知書についても同様に訂正してください。
- 切り取り線以外の場所で折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- 納入書綴りの後ろ 2 枚は予備の納入書です。予備の納入書を利用される場合は、「年」欄・「月」欄も必ず記入してください。

納入や納期限を過ぎた税額を納めるための納入書発行に関する問い合わせ先
 ➤ 市税収納課 納税管理担当(TEL:0797-77-2052 直通)
 上記以外の納入書の発行に関する問い合わせ先
 ➤ 市民税課 特別徴収担当(TEL:0797-77-2057 直通)

(ii) 私製納入書を利用される場合

私製納入書を利用される場合、宝塚市から送付しております納入書または決定・変更通知書(特別徴収義務者用)(緑色)に記載されている「指定番号」を印字や記入してください。

(iii) 納入場所

次の金融機関、郵便局で納入してください。

- 【銀行】三井住友銀行、池田泉州銀行、みなと銀行
ゆうちょ銀行、徳島大正銀行
- 【信金】播州信用金庫、尼崎信用金庫
- 【信組】近畿産業信用組合、兵庫ひまわり信用組合
- 【農協】兵庫六甲農業協同組合
- 【その他】近畿労働金庫

- 近畿 2 府 4 県以外のゆうちょ銀行、郵便局を新たに利用される場合は、16 ページの「ゆうちょ銀行・郵便局の指定について」をご参照ください。
- 近畿 2 府 4 県とは、大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県を指します。
- 上記の金融機関、郵便局以外では、手数料がかかる場合があります。

② 銀行納入サービスをご利用中の場合

以下の取扱いをお願いします。

- 「指定番号」は、同封の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)(緑色)の下部中央に記載していますので、ご参照ください。
- 市町村コード・口座番号・加入者名は同封の白紙の納入書をご参照ください(コード等の印字あり)。

③ 地方税ポータルシステム(eLTAX)の場合【推奨】

17 ページ「3.eLTAX(エルタックス)のご案内」をご参照ください。

(6) 特別徴収税額を滞納した場合

特別徴収義務者が納期限(翌月 10 日)までに納入しなかった場合には、以下により延滞金を加算して、徴収することになっています。なお、特別徴収義務者が督促状を受け、かつその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに、その対象となる特別徴収税額および延滞金を納入しないときは財産の差押等の滞納処分を執行することがあります。

$$\text{延滞金} = \text{滞納税額}(\times 1) \times \text{延滞日数}(\times 2) \times \text{延滞金割合}(\times 3) \div 365$$

※1…1,000 円未満の端数は切り捨てます。また、総額が 2,000 円未満の場合は全額を切り捨てます。

※2…納期限の日の翌日から実際の納付日までを対象とします。

※3…①納期限の日の翌日から 1 ヶ月を経過する日までは、延滞金特例基準割合(租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により各年財務大臣が告示する平均貸付割合に 1%を加算したもの)+1%とします(上限 7.3%)。

②前記①の翌日からは、延滞金特例基準割合+7.3%とします(上限 14.6%)。

(7) 特別徴収税額の納期の特例

特別徴収税額は、原則年 12 回の納期に分けて納入していただきますが、**給与の支払いを受ける納税義務者(雇用形態に関わらない)が常時 10 人未満**の事業所で、事前に 13 ページの「納期の特例に関する承認申請書」を提出し、承認を受けた場合には、年 2 回(※)に分けて納入できる「納期の特例」をご利用いただけます。詳しくは、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当(TEL:0797-77-2057 直通)までお問

い合わせください。

※…6月～11月分の納期限が12月10日、12月～翌年5月分の納期限が翌年6月10日となります。

(8) 納税義務者に退職・転勤などの異動があった場合の届出

特別徴収税額の通知を受けた納税義務者のうち、転勤・退職・死亡・休職・長欠・その他(解散や廃業等)の理由により特別徴収義務がなくなった場合、特別徴収義務者は9ページの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書(以下、「異動届出書」と表記します)」に必要事項(6～8ページの「異動届出書の書き方」をご参照ください)を記入し、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに、下の点に留意のうえ、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当へ提出してください。なお、地方税ポータルシステム「eLTAX」による提出も可能です(17ページの「3.eLTAX(エルタックス)のご案内」をご参照ください)。

① 納税義務者が転勤等(退職後再就職する場合も含む)した場合(6ページ)

納税義務者が転勤等をし、新しい勤務先で特別徴収を継続することができる場合は、必ず新しい勤務先へ年税額および月割額を連絡してください。

② 納税義務者が退職(休職・長欠・その他の理由も含む)した場合(7ページ)

未徴収税額(退職等により、特別徴収できなくなった税額)を一括徴収できない場合は、市が直接納税義務者へ通知し、普通徴収となります(一括徴収制度については右をご覧ください)。

③ 外国人の方が退職し帰国(出国)する場合(8ページ)

納税義務者から申し出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から未徴収税額を一括して徴収することができます(特別徴収できなくなった事由の発生時期によっては一括徴収が必須となりますので、詳しくは右の「(9)一括徴収制度について」をご参照ください)。また、日本から出国するまでの間に未徴収税額を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方(納税管理人)を定め、市に届け出る必要があります。

納税管理人を市に届け出る場合は納税義務者、納税管理人となる方が来庁し必要書類をご提出くださるか、宝塚市役所ホームページ(<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kurashi/1000029/1009150/1027662/index.html>)より必要書類をダウンロードし郵送にてご提出くださ

い。ご来庁、ご提出の際は宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当までお願いします。

(9) 一括徴収制度【重要】

一括徴収制度とは、死亡による退職以外で退職した納税義務者のうち、次の①に該当する場合、未徴収税額を給与または退職手当等から一括して徴収し、納入していただく制度です。なお、①の(B)の場合は納税義務者の申し出に基づくことなく、必ず一括徴収してください。

① 一括徴収の対象となる場合

(A)退職の日が6月1日から12月31日までの間で、退職した納税義務者から一括徴収の申出があり、その納税義務者に支払われる5月31日までの給与または退職手当等の額が未徴収税額を超える場合

(B)退職の日が翌年1月1日から4月30日までの間で、その納税義務者に支払われる5月31日までの給与または退職手当等の額が未徴収税額を超える場合

② 届出

8ページの「異動届出書の書き方」をご参照ください。

③ 納入の仕方

他の納税義務者に係る特別徴収税額とあわせて納入してください。

(10) 普通徴収から特別徴収への切り替え

就職等により、納付方法を普通徴収から特別徴収に切り替える際は、11ページの「普通徴収から特別徴収への切替依頼書」に必要事項を記入し、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当へ提出してください。

(11) 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更の届出

特別徴収義務者の所在地、名称や決定・変更通知書の送付先等に変更が生じた場合は、12ページの「特別徴収義務者の所在地・名称等 変更届出書」に必要事項を記入し、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当へ提出してください。

(12)退職所得に対する特別徴収

退職所得については、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等が支払われる際に市民税・県民税を特別徴収することになっています。納入書の「退職所得分」と裏面「市民税・県民税納入申告書(退職所得に係る分離課税分)」を記入し納入してください(記入例については右と次のページをご参照ください)。

ただし、支払者が個人事業主である場合は、金融機関への納入書の提出に加えて、15ページの「市民税・県民税納入申告書(退職所得に係る分離課税分)」を記入し、金融機関を経由せずに別途宝塚市役所 市税収納課に提出してください。

①納税義務者

退職手当等の支払いを受ける人で、支払いを受けるべき日(通常は退職日等)の属する年の1月1日に宝塚市に住所を有する人です。

②納期限

退職手当を支払う際に徴収し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

③退職所得に対する特別徴収税額の計算

(i)退職所得の計算 (1,000 円未満切り捨て)

退職所得 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1/2

※勤続年数が5年以内の場合、退職所得を次のとおり計算します。

法人役員等：1/2 を乗ずる措置なし

法人役員等以外：退職手当等の金額から退職所得控除額を差し引いた残額の300万円を超える部分については1/2 を乗ずる措置なし

(ii) 退職所得控除額の求め方

	勤続年数	退職所得控除額
1	20 年以下	40 万円 × 勤続年数 (80 万円未満の場合は 80 万円)
2	20 年超	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)
3	障害者となったことにより退職した場合	1 または 2 で計算した控除額に 100 万円を加算した金額

(iii) 特別徴収税額の計算

市民税額…退職所得 × 6% (100 円未満切り捨て)

県民税額…退職所得 × 4% (100 円未満切り捨て)

【退職所得分を含む納入書の記入例(表面)】

兵庫県 宝塚市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
282146	01170-0-960044番	宝塚市会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)
××03	00100000	㊦ 50,000 円
	給与分 (※徴収 分を含む)	㊢ 65000
納入すべき金額が右の納入金額(1) の額の金額と異なるときは、納入金額(1) の額を横線で抹消し、納入金額(2)の額 に記入してください。	退 職 所 得 分	㊢ 25000
	金 延滞金	
納期限	額 督促手数料	
××年4月10日		
大阪府金事務所 (〒539-8794)	(2) 合計額	㊤ 31500
領収日付印	特例徴収義務者 〒 665-□□□□ 住 所 又は 所在地 宝塚市△△町◇◇-◇◇ 氏 名 又は 名 称 株式会社 ○○○○ 様	

上記のとおり通知します。(受付店→宝塚市新定金融機関(取りまとめ店)→宝塚市) (宝塚市保管)

- ¥記号を記入しないでください。
- 数字は所定の枠からはみ出さないように注意してください。
- 黒のボールペンで記入してください。
- 記入例の㊦のとおり「納入金額(1)」欄の金額を横線で抹消してください。
- 記入例の㊢のとおり他の納税義務者に係る特別徴収税額に退職時の一括徴収の金額を加算して記入してください。
- 記入例の㊢のとおり「退職所得分」欄に該当の金額を記入してください。
- 記入例の㊤のとおり給与分も含めた総納入金額を「合計額」欄に記入してください。

【退職所得分を含む納入書の記入例(裏面)】

市 民 税 納 入 申 告 書 (退職所得に係る分離課税分)																						
宝 塚 市 長 殿																						
××年 4 月 5 日 提出					××年 3 月 分					人 員		1 人										
退職手当等支払金額					千	百	十	万	千	百	十	円										
								2	0	0	0	0	0	0								
特 別 徴 収 税 額	市 民 税								1	5	0	0	0	0								
	県 民 税								1	0	0	0	0	0								
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																						
(特別徴収義務者)										(受付印)												
住所又は所在地 665-□□□□																						
宝塚市△△町◇◇◇◇																						
氏名又は名称 株式会社 ○○○○																						
法人番号										1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0
(通 信 欄)																						

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮

- 半角記号を記入しないでください。
- 数字は所定の枠からはみ出さないように注意してください。
- 黒のボールペンで記入してください。
- 記入例の①の退職手当等支払金額と、特別徴収した市民税額、県民税額を記入してください。
- 指定番号の有無等に関わらず、記入例記載の②の住所・氏名・法人番号を記入してください。

(13) 徴税吏員の質問(地方税法第 298 条)

徴税吏員とは地方税の賦課徴収事務に従事する地方公務員を指します。徴税吏員は、市民税の賦課徴収に関する調査に必要である場合、納税義務者および特別徴収義務者に質問することができ、その事業に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査することができます。

2. 特別徴収関係の書類について

異動届出書等の特別徴収関係書類は、本冊子 9 ページ以降にもございますが、宝塚市役所ホームページからダウンロードして使用することができます。以下より印刷のうえご使用ください。

1

暮らしに役立つ情報

ごみの日カレンダー

よくある質問

宝塚市地図情報

公共施設予約

申請書ダウンロード・案内

電子申請

宝塚市ホームページ(<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)のトップページを下へスクロールし、「申請書ダウンロード・案内」を選択

2

分野から探す

暮らし・手続き

暮らし・手続き

「暮らし・手続き」を選択

3

住民登録・戸籍証明

市税

国民年金・後期高齢者医療制度・福祉医療

国民健康保険

給付・補助

住まい

消費生活

「市税」を選択
この中から特別徴収関係書類をダウンロードできます

給与支払報告

に係る給与所得者異動届出書

特別徴収

整理番号

令和7 年 11 月 1 日			所在地 〒 665-8665			担 当 者			特別徴収指定番号									
提出			宝塚市東洋町1-1			給与 係			800000									
宝塚市長あて			名称			氏 名			宛名番号									
			株式会社 宝塚			塚山 あさか												
			法人番号または個人番号			電 話			3									
			797-xx-xxxx															
給与 所得者	フリガナ		タカラ タロウ		新		(ア)		(イ)		(ウ)		異動年月日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収税額徴収方法	
	氏名		宝 太郎		姓		特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額		未徴収税額 (ア)-(イ)							
	生年月日		平成1 年 1 月 1 日 生				(7 年度)		6 月分から 10 月分まで		11 月分から 5 月分まで		7 年		①転職・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職		①特別徴収継続	
	個人番号												10 月		5 長欠		2 一括徴収	
	住 所		1月1日 現在		宝塚市御殿山1-1-1								31 日		6 その他		3 普通徴収 (本人が納付)	
		異動後		→ 大阪市北区梅田1-1		120,000 円		50,000 円		70,000 円		▲		a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()				

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	665-0032 宝塚市東洋町1-2	特別徴収指定番号	氏名	山塚 花	新しい特別徴収義務者へは月割額 10,000 円を 11 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する よう連絡済です。
			900000	担当者 電話	0797-△△-△△△△	
	名称	宝 有限会社	受給者番号	123456	法人番号	123456789000

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は	月分(翌月10日納期限)で納入します。
---	--	--------------------------	--------------	---------------------

新しい勤務先の情報を聞き取ったうえで記入してください。

ただし、指定番号が未採番の場合「特別徴収指定番号」欄は空欄のままで構いません。

1月1日以降で給与所得者の住所に變更があつた場合は變更後の住所を記入してください。

上段の対象期間（年度・月）と、下段の金額を両方記入してください。対象期間と金額は一致するように記入してください。

届出が必要になる異動の事由が発生した日（退職日等）を記入してください。

新しい勤務先に月割額と徴収開始月を連絡し、その内容を記入してください。

※新しい勤務先との連絡が取れない場合は、通常の退職として記入例(2)または(3)の内容で異動届出書を作成してください。

異動届出書の書き方

記入例(2) 退職等により、普通徴収に切り替える場合

提出先の市区町村が発行した決定・変更通知書に記載されている番号を記入してください。

給与支払報告

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

令和7 年 11 月 1 日		(給与支払義務者)		所在地 〒 665-8665			担当者		特別徴収指定番号		
提出				宝塚市東洋町1-1			給与係		▶ 800000		
宝塚市長あて		名称		株式会社 宝塚			氏名 塚山 あさか		宛名番号		
		法人番号または個人番号					電話 0797-××-××××		▶ 3		
給与所得者	フリガナ	タカラ タロウ		新		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額徴収方法
	氏名	宝 太郎		姓		(7 年度)	6 月分から 10 月分まで	11 月分から 5 月分まで	7 年 10 月 31 日	1 転職・転籍 ②退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 ③普通徴収 (本人が納付)
	生年月日	平成1 年 1 月 1 日 生									
	個人番号										
	住所	1月1日現在	宝塚市御殿山1-1-1								
	異動後	▶ 大阪市北区梅田1-1				120,000 円	50,000 円	70,000 円			

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者	所在地 〒	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入するよう連絡済です。
(特別徴収義務者)	名称	受給者番号	法人番号	電話	

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	円	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

くはの1
だ変住月
さ更所1
い後に日
。の変以
。住更降
所がで給
をあつ与
記つ与
入た所
し場得
て合者よ対記月上
象入〜と
に期し、の
記間て、対
入とく、象
し金だ、期
額さ段、間
くはい。の
だ一。金
さ致を。額
いす。年
。度
。方さ書定異等由届
いの期動〜が
。作等のを
。成の事生
日場由入
を合がした
記は支て日
入、払く日
し異少だへ
て動額さ異
く届・い職
だ出不。日事

記入例(3) 退職し、未徴収税額を事業所で一括徴収する場合

給与支払報告
特別徴収

特 別 徴 収 給与支払関係に係る給与所得者異動届出書										整理番号		
令和7 年 11 月 1 日		所在地 〒 665-8665		宝塚市東洋町1-1			担 当 者		特別徴収指定番号			
提出							給与 係		→ 800000			
宝塚市長あて		名称		株式会社 宝塚			氏 名		宛名番号			
							塚山 あさか		宛名番号			
		法人番号または個人番号					電 話		→ 3			
				0797-××-××××								
給 与 所 得 者	フリガナ		タカラ タロウ		新		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額徴収方法
	氏名		宝 太郎		姓		特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)			
	生年月日		平成1 年 1 月 1 日 生				7 年度)	6 月分から 10 月分まで	11 月分から 5 月分まで			
	個人番号											
	住 所	1月1日 現在	宝塚市御殿山1-1-1									
	異動後	→ 大阪市北区梅田1-1					120,000 円	50,000 円	70,000 円	7 年 10 月 31 日	1 転職・転籍 ②退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	1 特別徴収継続 ②一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する
	名称	受給者番号		電話	
				法人番号	よう連絡済です。

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)		
① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 ② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	70,000 円	左記の一括徴収した税額は	11 月分(翌月10日納期限)で納入します。 ▲

死亡による退職以外かつ退職の日が翌年1月1日から4月30日までの間で、納税義務者に支払われる5月31日までの給与または退職手当等の額が未徴収税額を超える場合は、必ず一括徴収してください。

給与支払報告
特 別 徴 収
に係る給与所得者異動届出書

										整理番号			
年 月 日			(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒				担当者			特別徴収指定番号		
提出				名称				係			宛名番号		
宝塚市長あて								氏 名					
				電 話									
				法人番号または個人番号									
給与所得者	フリガナ		新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額徴収方法				
	氏名												
	生年月日												
	個人番号												
	住 所	1月1日 現在											
	異動後												

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者	所在地 〒	特別徴収指定番号	担 当 者	氏名	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納入する よう連絡済です。
(特別徴収義務者)	名称	受給者番号	法人番号	電話	

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください		徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		円	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			

注
意
事
項
等

- 1:本届出書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税(国税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転職等)した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2:従業員等が1月1日から4月30日までの間に退職したときは、特別徴収継続の希望がなく、未徴収税額の全額を給与または退職金から引き去り可能である場合に限り、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。ただし、死亡による退職の場合は、当該事由の発生日に関わらず、未徴収税額の徴収を一括徴収ではなく普通徴収で行うこととします。
- 3:給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当へお問い合わせください。

用紙は切り取りまたはコピーしてご使用ください。
宝塚市のホームページからもダウンロードできます。

給与支払報告
特 別 徴 収
に係る給与所得者異動届出書

		整理番号			
年 月 日		所在地 〒		担当者	
提出		名称		係	
宝塚市長あて		氏 名		宛名番号	
		電 話			
		法人番号または個人番号			
給与所得者	フリガナ	新	(ア)	(イ)	(ウ)
	氏名	姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)
	生年月日	年 月 日 生	(年度)	月分から 月分まで	月分から 月分まで
	個人番号				
	住 所	1月1日 現在 異動後	円	円	円
		異動年月日		異 動 の 事 由	
				異動後の未徴収税額徴収方法	
				1 転職・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	
				1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)	

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい給与支払者	所在地 〒	特別徴収指定番号	担 氏名	新しい特別徴収義務者へは月割額 円を
(特別徴収義務者)			電 話	月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入する
	名称	受給者番号	法人番号	よう連絡済です。

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目を選択してください	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	円	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

注
意
事
項
等

- 1:本届出書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税(国税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転職等)した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2:従業員等が1月1日から4月30日までの間に退職したときは、特別徴収継続の希望がなく、未徴収税額の全額を給与または退職金から引き取り可能である場合に限り、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。ただし、死亡による退職の場合は、当該事由の発生日に関わらず、未徴収税額の徴収を一括徴収ではなく普通徴収で行うこととします。
- 3:給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、宝塚市役所 市民税課 特別徴収担当へお問い合わせください。

用紙は切り取りまたはコピーしてご使用ください。
宝塚市のホームページからもダウンロードできます。

年度分 普通徴収から特別徴収への切替依頼書

宝塚市長あて 年 月 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	担当者	所属	
		名称		氏名	
		法人番号		電話	
			特別徴収指定番号		

宝塚市での特別徴収が初めての
場合は空白のまま提出してください。

給与所得者(納税義務者)	フリガナ		年税額	円(通知書番号)
	氏名		納付済額	円(第 期分まで)
	1月1日現在の住所	〒	特別徴収への 切替希望月	該当年度の 月分(翌月10日納期限)から特別徴収する。 ※税額通知の発送は、各月15日までに届いた分はその月の月末頃・16日以降に届いた分はその翌月の月末頃とします。
	生年月日			(例) 7月15日到着分→7月末に通知発送
	異動 年月日 就職			7月16日到着分→8月末に通知発送
	受給者番号		備考	

ご注意等 ・公的年金からの特別徴収となっている税額は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。

・納付誤りを防ぐため、普通徴収の納付状況を確認のうえ、提出してください。

・税額の事前連絡が必要な場合は以下の括弧内に記入をお願いします。
なお、処理には数日を要するため、余裕をもってご提出ください。

(月 日 までに税額通知が届かない場合、事前に電話連絡を希望します)

用紙は切り取りまたはコピーしてご使用ください。

宝塚市のホームページからもダウンロードできます。

特別徴収義務者の所在地・名称等 変更届出書

宝塚市長あて

		年 月 日 提出		特別徴収義務者 指 定 番 号		
（特別徴収義務者） 給与支払者	所在地	〒		変更理由 該当事項に☑してください。	● 名称変更理由 ☐ 社名変更 ☐ 新法人の設立 ☐ 合併による変更★ ☐ 特別徴収事務の一本化★ ● 所在地変更理由 ☐ 事務所の所在地移転 ☐ 合併による変更★ ☐ 特別徴収事務の一本化★ ☐ 送付先の変更 ● その他	
	名 称					
	法人番号					
担当者 連絡先	所属・氏名					★今後の指定番号の取扱いについて、 以下からあてはまるものを必ず選択 してください。 ☐ ① 従来の指定番号をそのまま 使用する ☐ ② 指定番号（ ） へ統合する ☐ ③ 新たな指定番号を取得する <u>②、③に該当の場合は、別途異動 届出書が必要です。</u>
	電話番号					
変 更 年 月 日		年 月 日				

*変更事項のみ記入願います

事 項	変 更 前	更 後
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
フリガナ		
送 付 先 (所在地以外への送付希望の 場合のみご記入ください)	〒	〒
フリガナ		
名 称		
法人番号		
電 話		

ご注意 所在地(送付先)・名称には、誤読を避けるために必ずフリガナを記入してください。
この届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

用紙は切り取りまたはコピーしてご使用ください。
宝塚市のホームページからもダウンロードできます。

年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収の納期の特例に関する承認申請書

年 月 日

(あて先)宝塚市長

所在地

(フリガナ)

名称

(フリガナ)

代表者

電話番号

指定番号 No.

・ 新規

法人番号

新規の場合は○をつけてください↑

(個人番号は記載不要)

地方税法第321条の5の2第1項の規定により申請いたします。

① 特例の適用を受けようとする特別徴収税額

令和 年 月 分(月 日納期限分)以降の特別徴収税額

② 最近6ヶ月間の給与支払状況(※)

支払月	給与所得者		臨時雇用者	
	人員	合計支払金額	人員	合計支払金額
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円
月	人	円	人	円

③ 滞納または納付遅延がある場合(※)、それがやむを得ない理由であるときはその理由

対象の税		滞納または納付遅延が生じた理由
対象年度	種別	
年度	税	

④ 過去1ヶ年に当特例の承認の取消しを受けた場合(※)、その通知を受けた日

年	月	日
---	---	---

※③～④について該当する事項がない場合は、空欄のままで提出してください。

用紙はコピーしてご使用ください。
宝塚市のホームページからもダウンロードできます。

市 民 税		納 入 申 告 書									
県 民 税		(退職所得に係る分離課税分)									
宝塚市長 様		年 月 日 提出									
年 月 分		人 員				人					
退 職 手 当 等		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
支 払 金 額											
特別 徴収 税額	市民税										
	県民税										
住 所 (居所) または所在地											
氏 名 または名称											
個人番号											
特 別 徴 収 義 務 者											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											

支払者が個人事業主である場合は、送付した納入書の裏面ではなく
こちらの様式を使用してください

〈送付先〉

〒665-8665

兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市役所 市税収納課

TEL:0797-77-2052(直通)

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

近畿2府4県(大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県)以外のゆうちょ銀行直営店または郵便局を利用される場合は、その店舗または郵便局を宝塚市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱店(局)に指定する必要があります。

右の「指定通知書」に利用される店舗名または郵便局名をご記入のうえ、1回目を納入するまでに、その店舗または郵便局に提出してください。

(特別徴収義務者の控)

貴事業所の納入指定ゆうちょ銀行・郵便局	
(所在地)	
(名称)	
ゆうちょ銀行	店
	郵便局

「指定通知書」は宝塚市のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

指 定 通 知 書

年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店長様

_____ 郵便局長様

兵庫県宝塚市長
(公印省略)

貴店(局)を「地方税法第321条の5第4項」および「森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律第8条1項」の規定に基づき、当市の市民税・県民税・森林環境税(特別徴収税額)取扱店(局)に指定しましたので、通知いたします。

- 承認番号 貯業二第455号
- 口座番号 01170-0-960044
- 加入者の名称 兵庫県宝塚市会計管理者
- 取りまとめ局 大阪貯金事務センター
(郵便番号 539-8794)
- 納入手数料 加入者(市役所)負担とします。

3.eLTAX(エルタックス)のご案内

給与支払報告書等の申告や特別徴収税額の納入は便利な「地方税ポータルシステム(eLTAX)」をご利用ください。

(1)eLTAX とは

eLTAX とは、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告等の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

(2)特別徴収関係で eLTAX が利用できる手続き

- 給与支払報告
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出
- 普通徴収から特別徴収への切替申請
- 退職所得に係る納入申告および特別徴収票または特別徴収税額納入内訳届出
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出
- 共通納税システムによる電子納入(詳細は右をご覧ください)

(3)eLTAX を利用するメリット

- 申告書等を市役所に持参・郵送することなく、オフィスや自宅等からインターネットで申告ができます。
- 複数の地方公共団体に対する申告等を一度に行うことができます。
- 無料の eLTAX 対応 PCdesk(利用者ソフトウェア)を利用して申告書を簡単に作成することができます。
- eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトで作成した申告書のデータを利用できます。
- 共通納税システムを利用すれば金融機関等の窓口へ出向く必要がなく、納入事務の負担が軽減されます。

eLTAX および共通納税の詳細につきましては以下の eLTAX ホームページをご覧ください。

ホームページURL ➡ <https://www.eltax.lta.go.jp>

(4)地方税共通納税システム

地方税共通納税システムとは、eLTAX を利用して、自宅やオフィスから地方税の納入手続きを電子的に行うことができるシステムです。

地方税共通納税システムのメリット

- 複数の地方公共団体へ一括して電子的に納入することができ、納入事務の負担が軽減されます。
- 電子申告を行った申告情報や特別徴収税額(通知データ)を共通納税システムに引き継いで納入することができます。
- 事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納入する「ダイレクト納付」ができます。
- クレジットカードを利用した納入ができます。
- 納税先の地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納入できます。
- 利用に関する手数料はかかりません。(クレジットカードを利用した納入の場合、別途システム利用料が発生します。)

利用できる時間

- 平日に加えて、月末最終土曜日および日曜日の 8 時 30 分から 24 時まで利用いただけます。
(通常期の場合。繁忙期は曜日や時間帯が拡大されます。)

4.eL- QR(地方税統一 QR コード)を活用した納入手続きの拡大について

全国の eL- QR 対応金融機関等の窓口や ATM での納入など、利便性向上のため、令和 7 年度中に督促分など金額を訂正できない納入書への eL- QR の印字を検討しております。経過は宝塚市役所ホームページ(<https://www.city.takarazu-ka.hyogo.jp/kurashi/1000029/1000077/1050451.html>)に掲載いたします。

※金額を訂正して使用できる納入書は対象外です。

※QR コードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

